

罪と罰

～刑法学における新・旧両派の対立～

明治大学法学部法律学科 3年

石塚 啓

人間はなぜ刑罰を科されるのか？

正義のため？

なんとなく？

復讐のため？

スカッとするから？

神様のかわりに…

道義的責任？

更生をさせるため？

社会秩序の維持のため？

今日話すこと

- 中世までの刑罰
- 旧派刑法学について
- 新派刑法学について
- まとめ
- 論点

中世までの刑罰

ハムラビ法典（B.C. 2090）

- 『目には目を歯には歯を』
- ビールを水で薄めたのが発覚した場合には水に投げ込まれる「溺死刑」

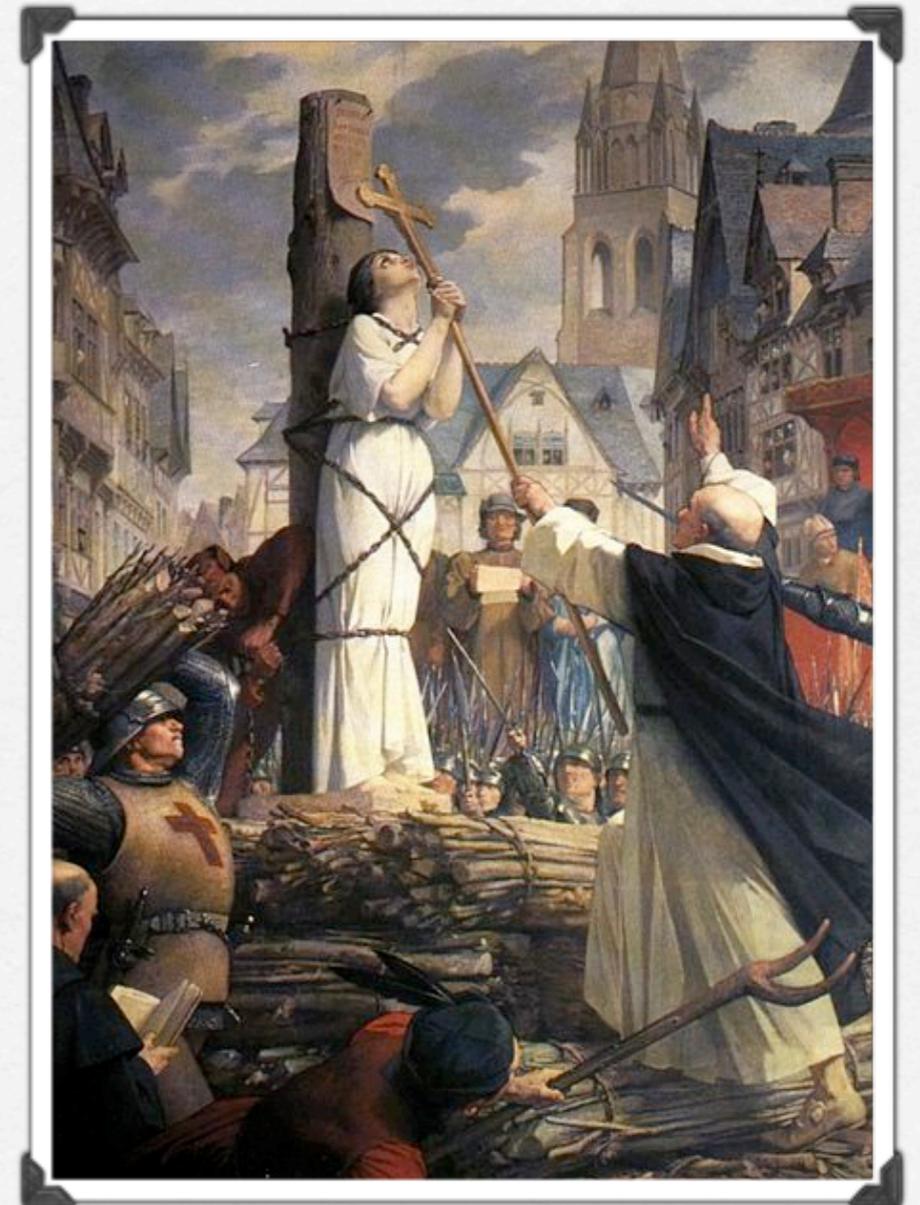


中世の刑罰の特徴

中世刑法の特徴①

□ 干渉性…

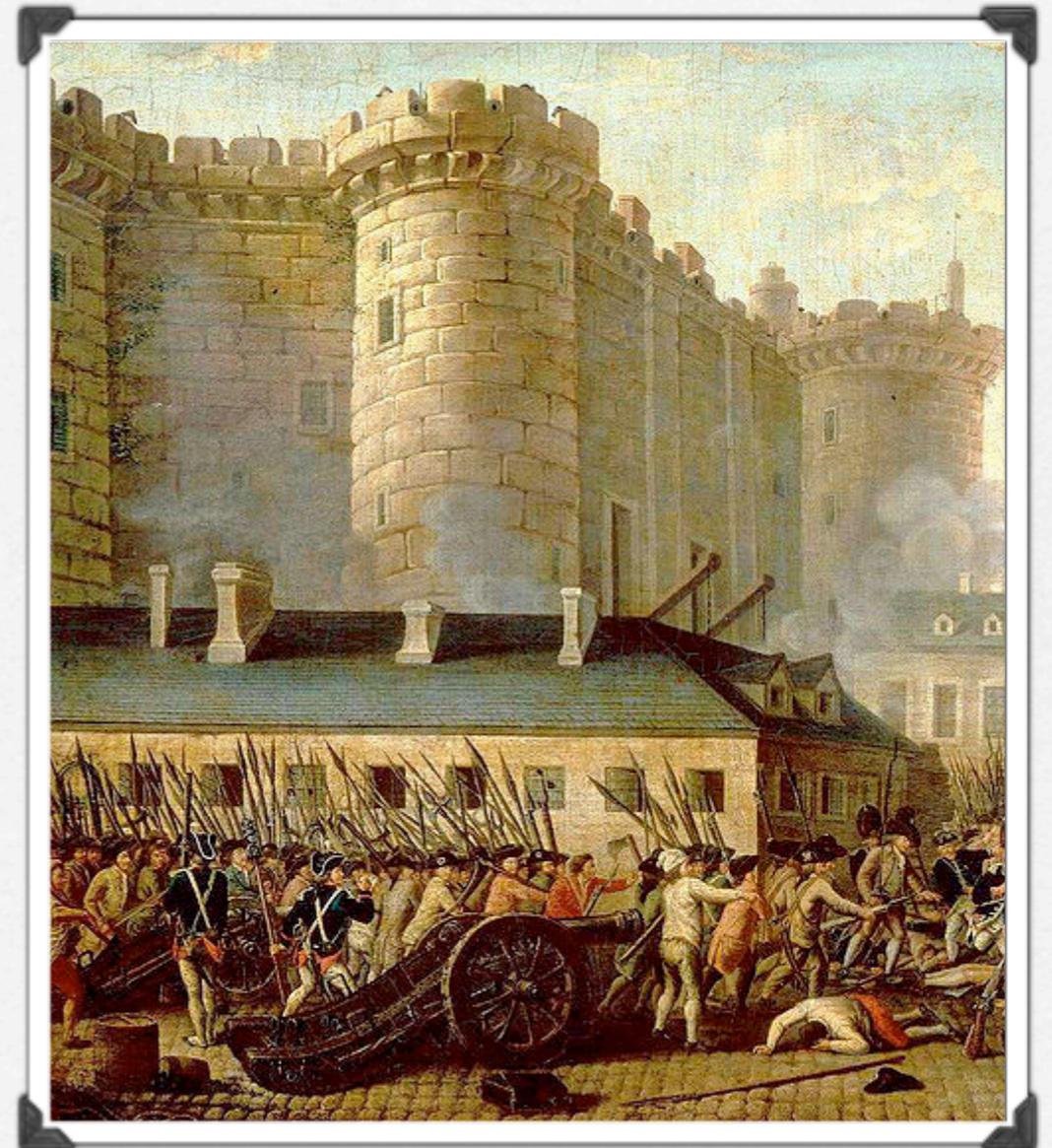
法律が個人の内面生活にまで干渉



中世刑法の特徴②

□ 恣意性…

権力者の刑罰の恣意的な運用



中世刑法の特徴③

□ 身分性…

身分による取り扱いの不平等



中世刑法の特徴④

- 苛酷性…
権力者による残虐な刑罰



旧派刑法学の成立

旧派刑法学（前期）



ベッカリアーア (1738~1794)

ベッカリーア



□ 干渉性批判…

市民社会の外形的侵害のみが犯罪
(客観主義)

ベッカーリア



- 恣意性批判…成文法の一般公開

ベッカリーア



- 身分性批判…身分による刑罰差の否定

ベッカリーア



□ 苛酷性批判…

余りにも残虐な刑罰は市民の感覚を麻痺させる

→死刑批判

ベッカリーア



□ 刑法の目的…

人々を犯罪から遠ざけるため

(一般予防主義)



フョイエルバッハ（1775～1833）

フォイエエルバッハ



□ 心理強制説…人間は合理的

→ 「犯罪を犯すことによって得られる快楽より大きい不快が科されることが予め明示されていれば犯罪を予防しうる。」

フォイエルバッハ



□ 犯罪の本質…**権利侵害説**

→ 「刑罰の尺度は犯罪によって生じた社会の損失である」

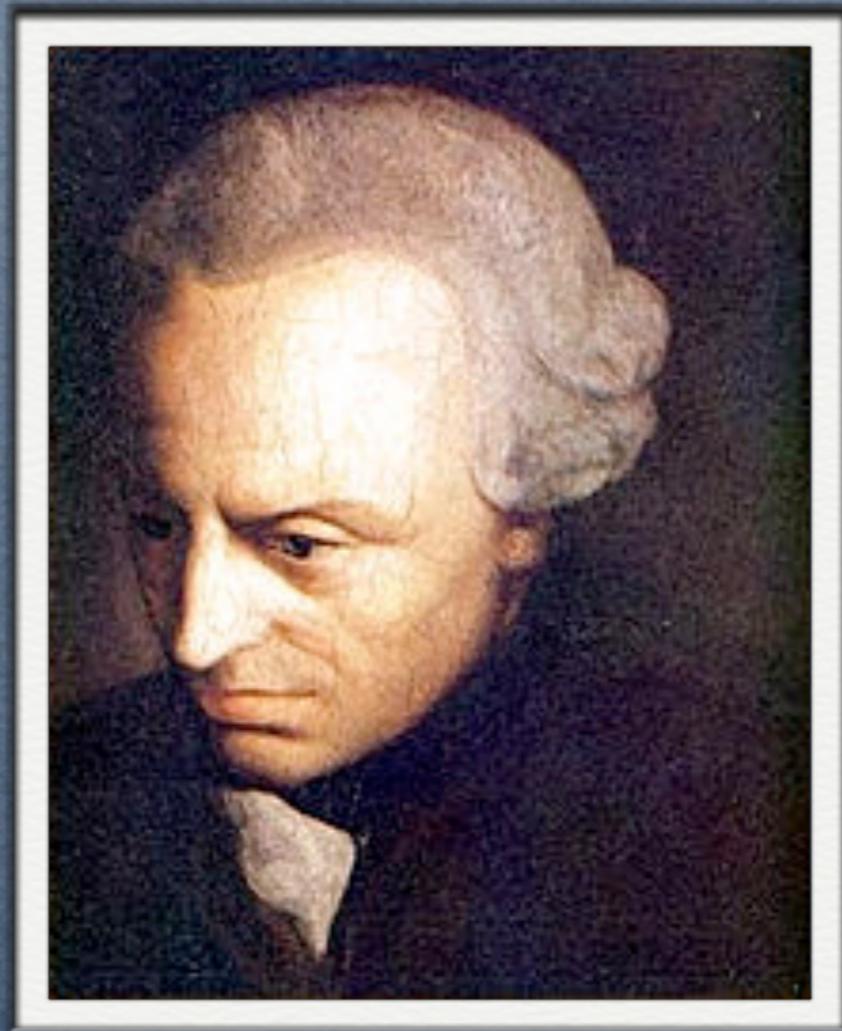
フォイエエルバッハ



□ 罪刑法定主義の確立…

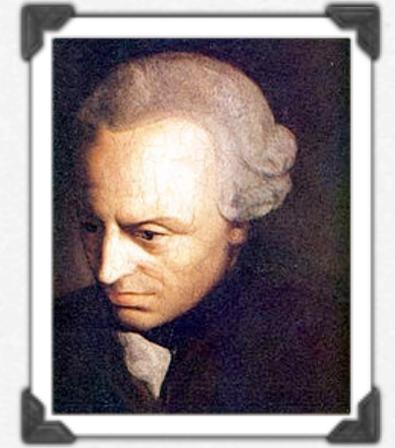
「法律なければ犯罪なし。法律なければ
刑罰なし。」

旧派刑法学（後期）



カント (1724~1804)

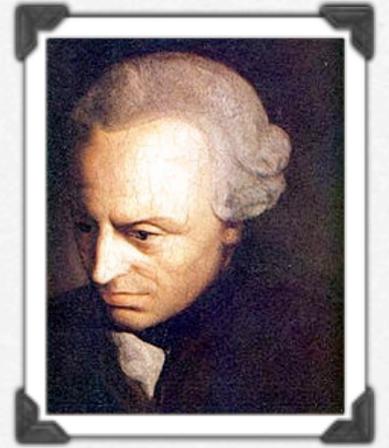
カント



□ 犯罪の本質…**権利侵害説**

→ 「刑罰の尺度は犯罪によって生じた社会の損失である」

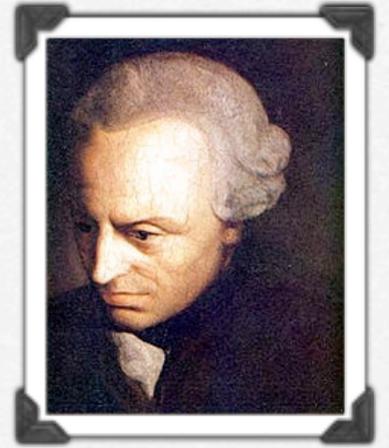
カント



□ 意思自由論…

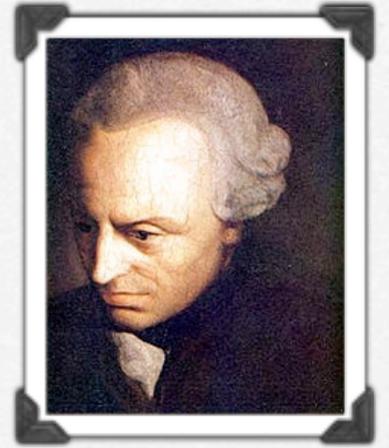
犯罪は理性に基づく**自由意志**によって犯される

カント



- 刑罰の根拠…自らの自由意志で罪を犯したという理由のみ

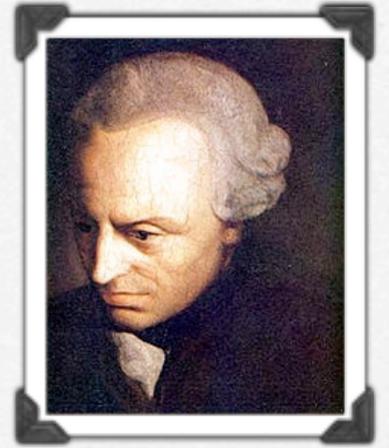
カント



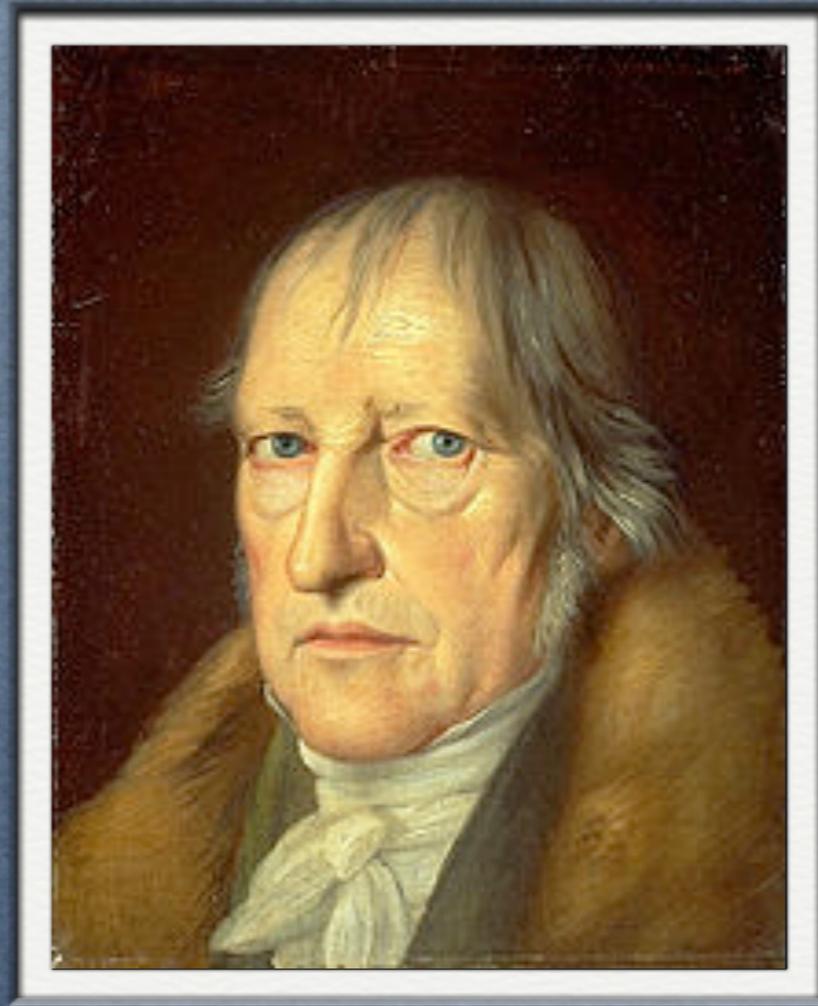
□ 絶対的応報刑論…

「目には目を、歯には歯を」 同害復讐法

カント

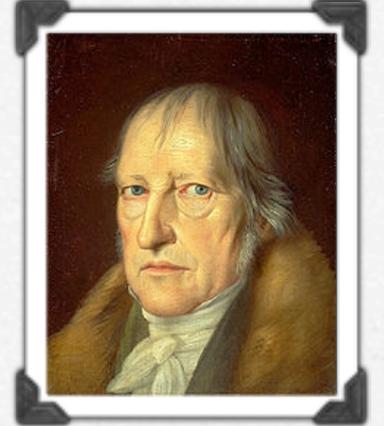


- フォイエルバッハ批判…
予防刑は人格を手段化するもの



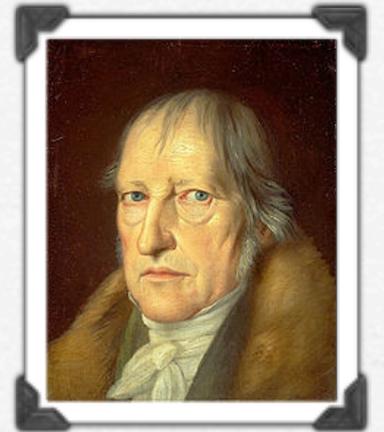
ヘーゲル (1770~1831)

ヘーゲル



□ カントの理論を発展させる

ヘーゲル

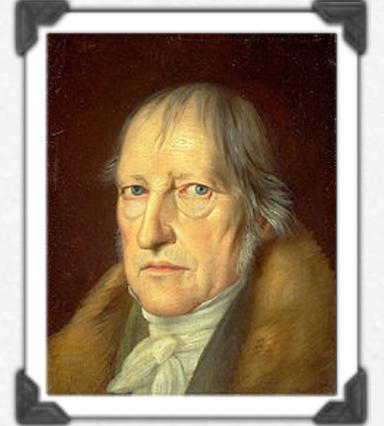


□ 弁証法的応報刑論…

「犯罪は法の否定であり、刑罰は否定の否定である」

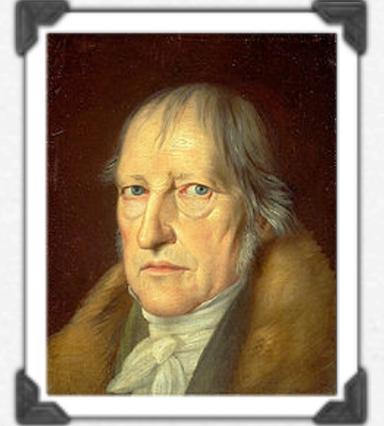
→犯罪者に同価値の害悪を加えることで
法と正義を回復

ヘーゲル



- フォイエルバッハ批判…心理強制説
→ 「犬に向かって杖を振り上げ脅すに等しいもの」

ヘーゲル



□ 国家主義的傾向…

国家を「理性と倫理そのもの」

→ 国家は刑罰を科すことでそれを回復する権利を有する

旧派刑法学のまとめ

旧派刑法学のまとめ

人間は自由な意志を持っており（**意思自由論**）、自由意思に基づく客観的な違法行為に対しては（**客観主義**）、これを非難し道義的な責任を問うことができる（**道義的責任**）。そして、刑罰はこの責任を問うために行為に対する応報として加えられる（**応報刑**）。このような応報が加えられることによって、本人だけではなく一般人に対しても犯罪抑止の効果を図ることができる。

旧派刑法学の中でも、前期旧派は個人主義的自由主義の観点から、功利的な相対主義に立脚して一般予防の見地から体系化した。これに対し、後期旧派は国家自由主義として特徴づけられ、悪い意思に基づいて行われた行為に対して応報として刑罰を科すとき、正義が実現するという絶対主義に立脚する。

旧派刑法学のまとめ

人間の意思	犯罪の本質	刑罰の本質	刑罰の目的	責任の本質
意思自由論	客観主義	応報刑	一般予防	道義的責任

新派刑法学の成立

新派刑法学成立の背景

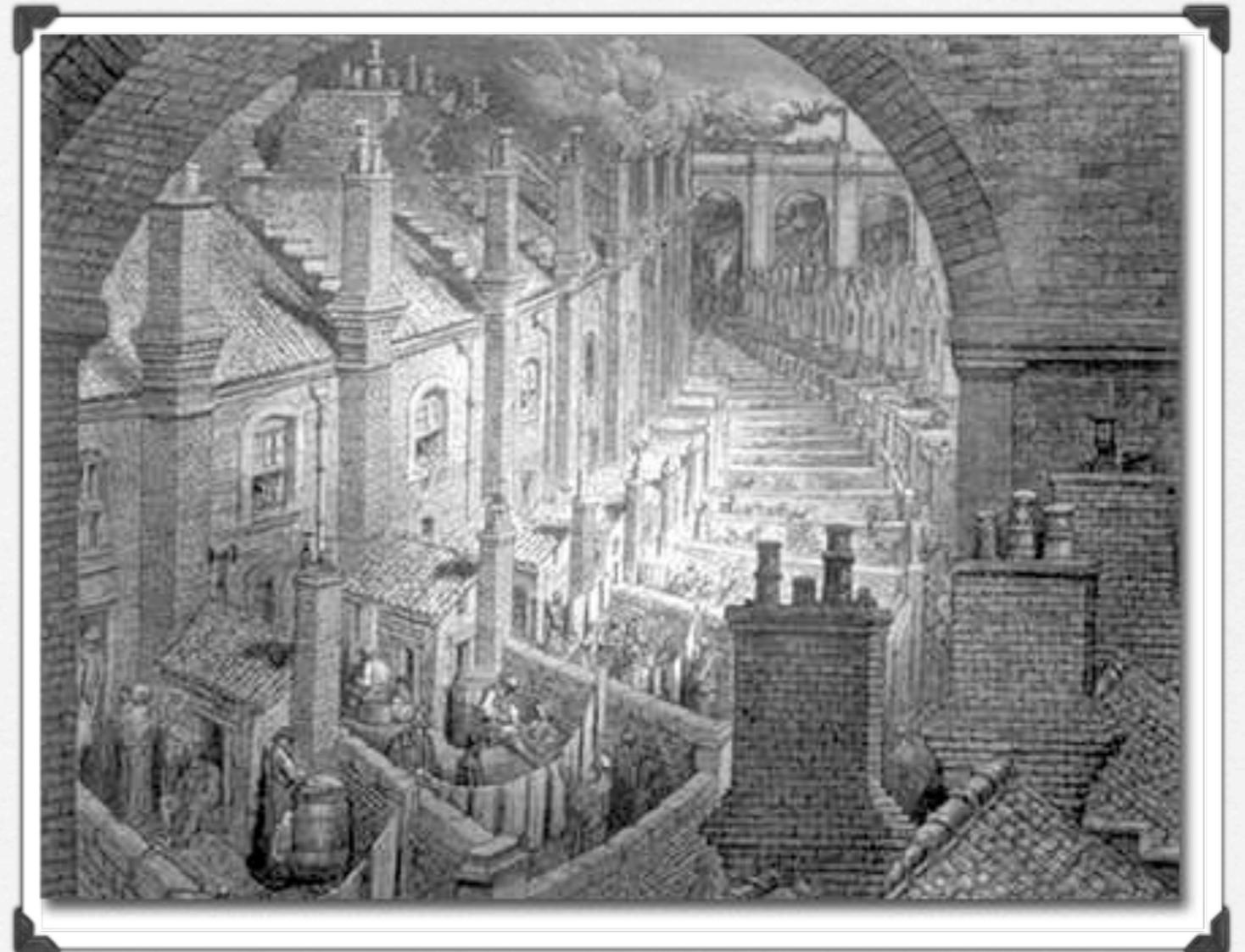
新派刑法学成立の背景

- 産業革命・・・
都市人口増加による病弊



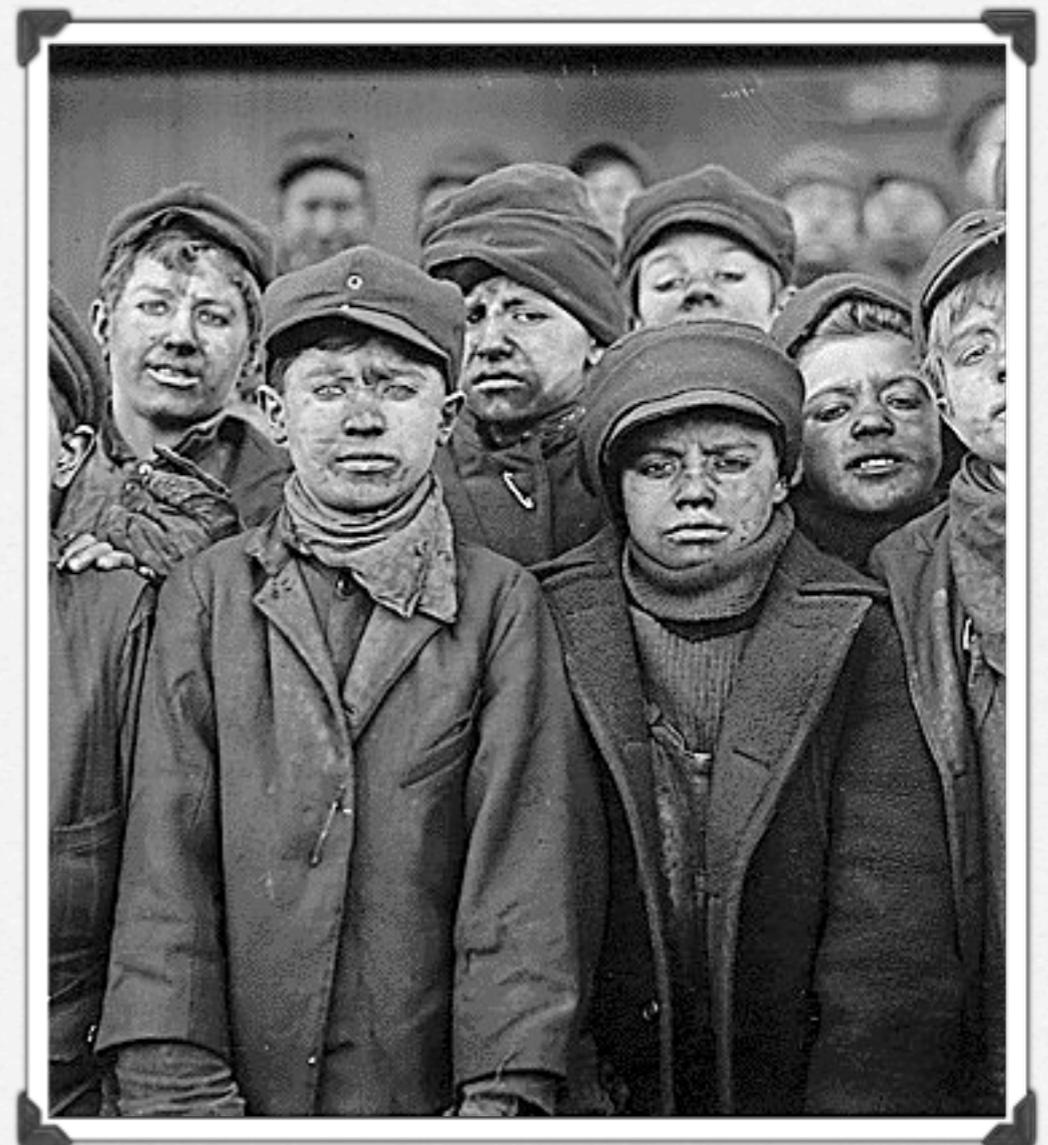
新派刑法学成立の背景

- 貧困に基づく犯罪



新派刑法学成立の背景

- アルコール中毒者の増加
- 少年の犯罪の増加



新派刑法学成立の背景

□ 自由意思への懷疑…

人間は自由意志に基づいて犯罪を犯すのか？

新派刑法学成立の背景

□ 犯罪原因の追求…

犯罪の原因を絶つ必要あるのでは？



ロンブーゾ (1835~1909)

ロンブーゾ



- 『犯罪者には一定の身体的・精神的特徴が認められる』

ロンブーゾ

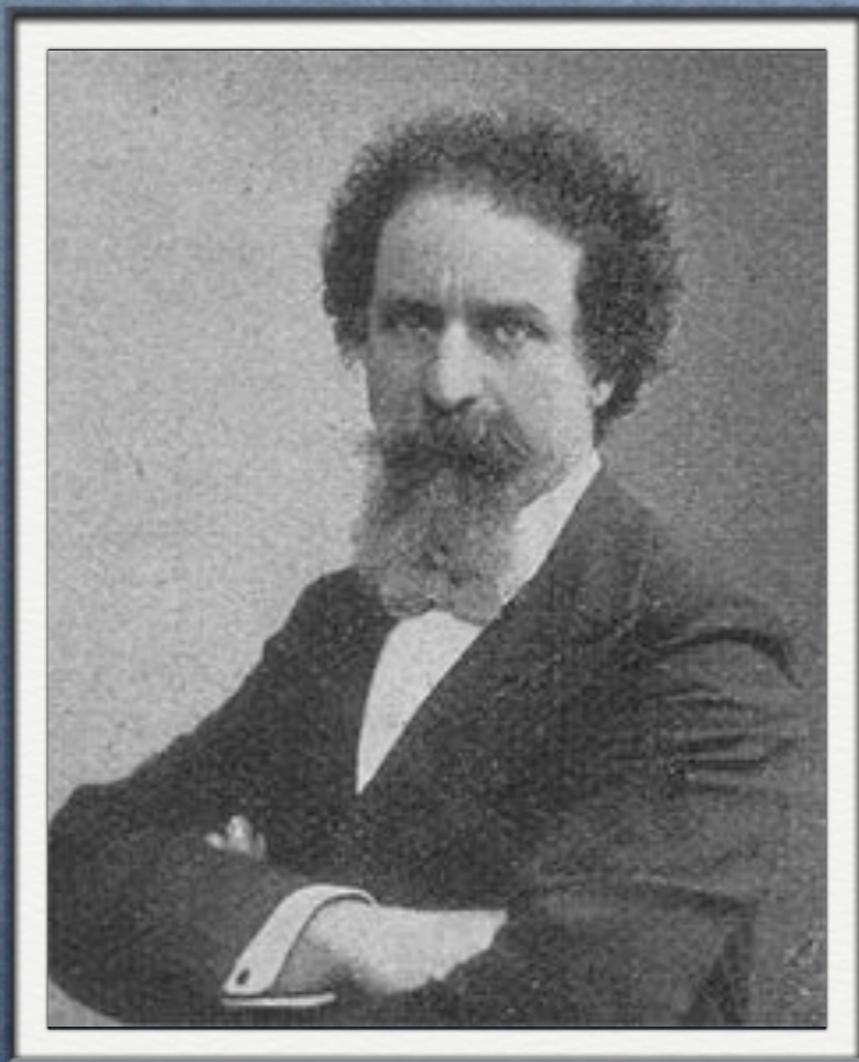


- **生来的犯罪人説**・・・生来的に犯罪者となる**宿命**
犯罪者の特徴→**猿人類**と同じ
隔世遺伝発生
→猿人類的特点を持った人が生まれる
→現代社会に馴染めず犯罪を犯す

ロンブーゾ

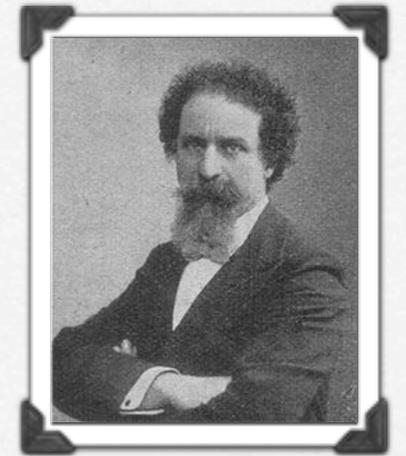


- **ダーウィニズムの影響を強く受けている**



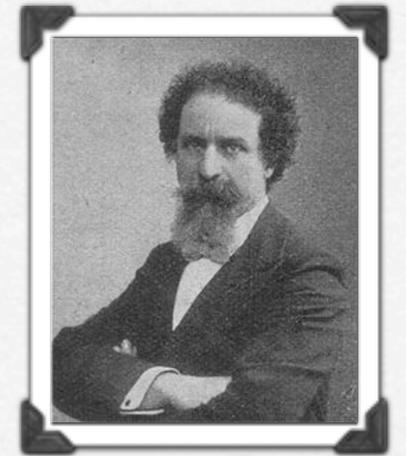
フェリ－ (1857～1929)

フェリ



- 生来的犯罪人説を拡充

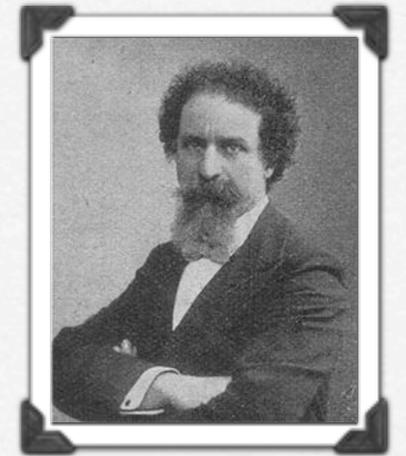
フェリ



□ 犯罪原因…

人類学的要因、物理学的要因、社会学的要因

フェリー



□ 性格責任論…

危険な性格を有する者は刑事処分を甘受すべき

フェリー



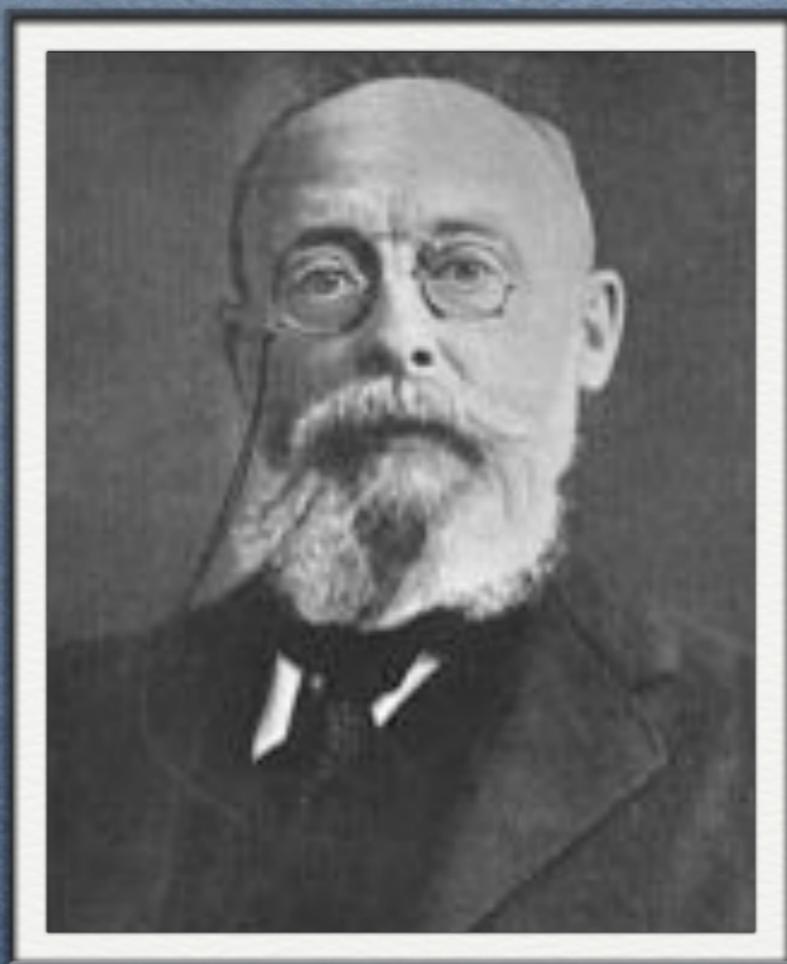
□ 社会的責任論…

刑法とは犯罪から社会を防衛する手段

フェリー



- 「制裁」制度…行為者の罪を犯す危険性
に対する処置
→ 「刑罰」の廃止



リスト (1851~1919)

リスト



□ 目的刑論…

刑罰は国家的なものゆえ必要性和合目性に支配されるべき

リスト



□ 保護刑論…

刑法は「法益侵害による法益保護」を目的

リスト



- 機会犯人…威嚇刑
- 改善可能な状態犯人…改善刑
- 改善不能な状態犯人…隔離刑
(死刑・終身刑)

リスト



- 『最良の社会政策は最良の刑事政策である』

リスト



□ 改善刑論・・・

犯罪者を他人に刑を加えないように改善

→不定期刑

リスト



- **犯罪徴表説**…犯罪者の危険性が犯罪行為に徴表している場合に処罰
→犯罪を行う以前に危険な性格を判断するのは不可能

新派刑法学のまとめ

新派刑法学のまとめ

自然意思を否定し（**決定論**）、犯罪は何らかの原因、特に行為者の危険な性格によるものである（**主観主義**）。そこで、犯罪を防止するためには、行為者の危険性を除去する必要がある（**特別予防**）、刑罰も性格改善のための手段に他ならない（**教育刑**）。そしてこのような性格をもつ者は、社会生活の必要性に基づく強制的な矯正手段を甘受すべき責任ないし負担を負うとする（**社会的責任**）。

新派刑法学のまとめ

人間の意思	犯罪の本質	刑罰の本質	刑罰の目的	責任の本質
決定論	主観主義	教育刑	特別予防	社会的責任

まとめ

まとめ

・旧派

人間は自由な意志を持っており（**意思自由論**）、自由意思に基づく客観的な違法行為に対しては（**客観主義**）、これを非難し道義的な責任を問うことができる（**道義的責任**）。そして、刑罰はこの責任を問うために行為に対する応報として加えられる（**応報刑**）。このような応報が加えられることによって、本人だけではなく一般人に対しても犯罪抑止の効果を図ることができる。

旧派刑法学の中でも、前期旧派は個人主義的自由主義の観点から、功利的な相対主義に立脚して一般予防の見地から体系化した。これに対し、後期旧派は国家自由主義として特徴づけられ、悪い意思に基づいて行われた行為に対して応報として刑罰を科すとき、正義が実現するという絶対主義に立脚する。

・新派

自然意思を否定し（**決定論**）、犯罪は何らかの原因、特に行為者の危険な性格によるものである（**主観主義**）。そこで、犯罪を防止するためには、行為者の危険性を除去する必要がある（**特別予防**）、刑罰も性格改善のための手段に他ならない（**教育刑**）。そしてこのような性格をもつ者は、社会生活の必要性に基づく強制的な矯正手段を甘受すべき責任ないし負担を負うとする（**社会的責任**）。

まとめ

	人間の意思	犯罪の本質	刑罰の本質	刑罰の目的	責任の本質
旧派	意思自由論	客観主義	応報刑	一般予防	道義的責任
新派	決定論	主観主義	教育刑	特別予防	社会的責任

論点

論点

- とりあえず、現在の法制度は忘れて…
- 旧派か？新派か？それとも折衷論か？
- 上記の結論を出した理由
- 最後に模擬裁判のシナリオを読んで結論を出してみよう！！